

自動車臨時運行許可申請の 電子申請を始めます

令和5年12月6日 から、自動車臨時運行許可申請の電子申請を開始します。

このサービスは、自動車臨時運行許可申請を **運行開始日の最長3日前** から **当日まで** インターネットから申請し、**運行開始日の当日** あるいは **前日（前日の開庁日）** に、許可証と許可番号標（仮ナンバープレート）を **三原市役所久井支所の窓口で受け取る**ことができます。

詳しくは、裏面の「申請の流れ」をご確認ください。

※従来通りの申請書による申請も可能です。

（手順）

(1) パソコン・スマホ等で下記の URL・QR コードから入力フォームにアクセスしてください。

【 URL 】

<https://logoform.jp/form/UQ6D/428763>



(2) 入力フォーム内の手順に従い必要事項を入力し、データを送信ください。

受付に必要な **10桁の「受付番号」**が表示されます。

(3) 受付窓口で職員に **10桁の「受付番号」**をお伝えください。

※月曜日や休日明けの開庁日は、お時間に余裕を持ってお越しいただくようお願いいたします。



問い合わせ先：三原市役所総務企画部久井支所
TEL : 0847-32-7111